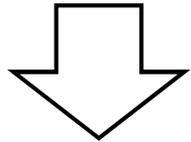


平成28年6月1日のスポーツ審議会総会において、鈴木大地スポーツ庁長官から、第2期スポーツ基本計画の策定について諮問。今後、平成28年度中に、第2期スポーツ基本計画を策定予定。

第1期スポーツ基本計画(平成24~28年度)等に基づく取組結果

- 子供の体力の低下傾向に概ね歯止めがかかるとともに、
 - ロンドンオリンピックにおける総メダル獲得数が過去最高となる
- など一定の成果。その間、2020東京大会の開催決定やスポーツ庁の創設などを機に、スポーツに対する国民の関心が高まっている。



第2期スポーツ基本計画の策定に当たり、次の事項を中心に審議を依頼。

第2期スポーツ基本計画の策定について(諮問)

第一 これまで約5年間の諸施策の達成状況や諸課題の検証・評価

第二 計画が示す方向性をできるだけわかりやすく簡潔に示し、国民向けに発信できるよう、特に以下の点について検討。

- スポーツに関わる全ての人々が、スポーツを通じてその価値を学び、具体化・共有することにより、スポーツを国民の文化として根付かせる
- その前提として、スポーツ界全体のコンプライアンスやインテグリティの徹底を図り、国民から信頼を確保する
- スポーツを通じた共生社会の実現など、スポーツを通じて社会の発展や変革が実現するというスポーツの価値についても具体的に示す
- その際、2020年東京大会を好機としてスポーツの価値を飛躍的に高めるとともに、大会後のレガシーとして確実に引き継がれるよう配慮。

第三 計画の具体的内容については、以下のような視点から検討。

- 現行計画における7つの政策目標にとらわれることなく、簡潔な形で施策等の体系化を図る
- スポーツの各政策分野を横断する視点として、スポーツ環境整備の基盤となる「人材」や「場」といった切り口から包括的に検討
- スポーツを通じた健康増進や地域活性化、国際交流及び貢献の拡充、スポーツビジネスの拡大など、スポーツ庁として関係省庁や関係団体の中核となって取り組む政策を積極的に取り入れる

第四 達成状況の検証が適切に行えるよう、できる限り成果指標を設定。

第2期スポーツ基本計画策定の検討 スケジュール

	スポーツ審議会総会	スポーツ基本計画部会
平成28年 6月1日	諮問 部会の設置	

6月14日 ※スポーツ推進会議(関係省庁に協力依頼)

6月29日		現行計画の進捗状況と課題
7月5日		関係団体からのヒアリング①
7月25日		関係団体からのヒアリング②
8月29日 午前	スポーツ基本計画のミッションについて (「スポーツの価値」の具体化 等)	
9月29日 午前		次期計画における主要課題①
10月14日 午前		次期計画における主要課題②
10月27日 午前		次期計画の骨子案
11月中旬		素案
12月上旬		中間報告案

12月中旬 ※スポーツ推進会議(関係省庁に協議・意見交換)

12月下旬	中間報告案(審議・決定)	
-------	--------------	--

※中間報告のパブリックコメント(1か月程度)

平成29年 2月上旬		中間報告に対するパブコメの結果 答申案①
2月中旬		答申案②
3月上旬	答申案(審議・決定)	

3月中旬 ※スポーツ推進会議(計画案の協議)

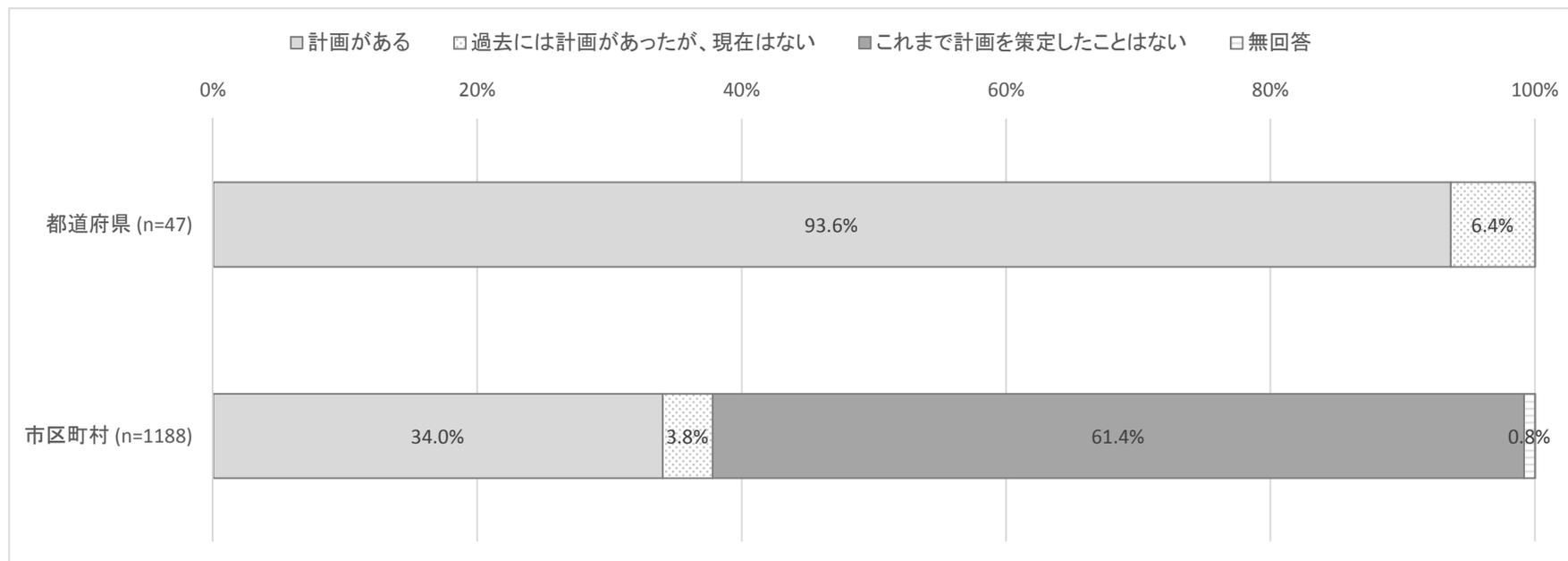
3月末 ※計画の大臣決定。官報公示。

都道府県のスポーツ推進(振興)計画策定状況

- 都道府県のうち、スポーツ政策に係る計画を策定している割合は93.6%である。
- 市区町村のうち、スポーツ政策に係る計画を策定している割合は34%であり、61.4%の市区町村はこれまで計画を策定したことはないと回答している。

図表 スポーツ推進計画の策定状況(都道府県/市区町村)

(平成28年3月時点)



(出典) 公益財団法人 笹川スポーツ財団 「平成27年度スポーツ振興に関する全自治体調査2015」

○スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

(地方スポーツ推進計画)

第十条 **都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会**(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、**スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。**

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。